

徳島県選挙管理委員会規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第三号）第十七条た  
だし書の規定により、令和八年徳島県選挙管理委員会告示第十九号を、令和八年一月二十  
七日午前八時三十分に、徳島県庁正門前の掲示場に次のとおり掲示して公告した。

令和八年一月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

徳島県選挙管理委員会告示第十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項の規定による条例の制定  
又は改廃の請求及び同法第七十五条第一項の規定による監査の請求をする場合の県議会議  
員及び知事の選挙権を有する者の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

一一、八五六人